

第八回国会 地方行政委員会 議 録 第四号

昭和二十五年七月十六日(日曜日)

午前十一時三十四分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君

理事 塚田十一郎君 理事 門司 亮君

池見 茂隆君 大泉 寛三君

河原伊三郎君 清水 逸平君

野村孝太郎君 益谷 秀次君

松本 善壽君 床次 徳二君

大矢 省三君 久保田鶴松君

立花 敏男君 米原 昶君

松本六太郎君

出席國務大臣

國務大臣 岡野 清豪君

出席府政務委員

地方自治政務次官 小野 哲君

地方自治庁次長 鈴木 俊一君

委員外の出席者

總理府事務官 奥野 誠亮君

(地方自治庁財政課長)

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

七月十六日

委員門脇勝太郎君及び田中豊君辭任

につき、その補欠として松本善壽君

及び益谷秀次君が議長の名で委員

に選任された。

本日の会議に付した事件

地方税法案(内閣提出第一号)

○前尾委員長 これより会議を開きま

す。

本日は、地方税法案を議題といたし

まして、総則及び附加価値税、事業税

第一類第三号 地方行政委員会議録第四号 昭和二十五年七月十六日

につきまして、質疑に入りたいと存じ
ます。質疑は通告順に行います。床次
徳二君。

○床次委員 私はもつぱら附加価値税
並びに事業税に關連いたしました。若
千御質問を申し上げたいと思ひます。

第一に、附加価値税を一年延期され
ました理由といたしましては、附加価
値税が転嫁を予想しているにもかかわ
らず、半年以上もこれをさかのぼつて

実施することは不穩当である、また新
税の実施に相當の準備を要するという
ことも御説明になつてゐるのでござい

ます。過般附加価値税が提案されまし
たときにおきまして、すでに数箇月
の遡及を認めて、その前提の上におい

て出されたので、当然予定通り実施せ
られまして、遡及して行われること
はわかり切つておつたこととございま

すが、この際、遡及することがいかに
から、事業税にかゝるといふことの理
由については、多少納得行きたいも

のがあるものであります。ほんの数箇月
のことなのであります。これだけ
理由になるということは、私ははなは

だおかしいような気がしますが、その
点について政府の御意見を聞きたいと
思ひます。

○小野政府委員 お答え申し上げます
す。今回の税法案によりまして附加価
値税の実施を一年延期したいと思ひ

ておりますのは、実は第七国会にお
いて提案いたしました地方税法案が三
月中に成立するものと期待をいたして

おりましたところが、御承知のような
事情のために不成立と相なりました結
果、今回この地方税法案が成立いたし

ましたあかつきにおいて、これを実施
いたします場合におきましては、當時
の事情とは相當かわつて参つてゐるの

は、御了察が願へると思ひのでありま
す。半年以上も経過いたしました今日
において、この税の性格から申しまし

て、転嫁性を持つておるといふ点から
考えますと、遡及してこれを実施する
ということは、納税者に対してはも

ちろん負担の過重になるという点をお
もんばかりまして、なおまた種々御議
論になつた点等をも考え合せまして、

今回はかような措置をとるようになつ
た次第であります。なお新税でありま
す關係上、明年四月一日から実施いた

します場合におきましては、準備の点
から申しまして万全を期し得るので
はなからうか、かように考えておる次
第でございます。

術的な面につきましても、あるいは申
告納税のような制度を今回もとるよう
になつておりますので、全体を総合
いたしますと、この際遡及して行ふと

いうことは安当でない、かような結論
に到達いたしましたような次第でござい
ます。

○床次委員 この点は臨時国会を召集
されるのが非常におそ過ぎたというこ
とも大きな理由だと思ひのです。参議

院の選挙後たに議會を開かれます
ならば、時間的の差というものはそれ
ほど大きなものではなかつた。地方税

法案不成立の當時において、當然予想
せられたところの時間のずれであると
考えられるのであります。いささか

政府の措置がおそ過ぎたといふこと
も、私どもは大きな原因であると思
ひます。しかし本質的には、やは

りこの附加価値税がはたしていいか
どうかといふことに対して大きな疑問
があるといふところに、私どもは今度

研究を進めて参りたいと思ひるのであ
ります。

今附加価値税を事業税に改正せら
れましたが、この事業税の特質に關し
まして、政府におかれましては、事業

税といふものについての欠陥を強く見
ておられたのであります。今回新しく
事業税をこのまゝ本年度において代行

いたします際におきましては、過去の
の事業税の欠陥を十分是正して実施さ
れることが適當であると思はれるので

あります。今度の新しい事業税、
修正されました事業税におきまして、

過去の事業税の欠陥をどの程度までは
正しておられるかどうか、これについ
て御説明を承りたいと思ひます。

○小野政府委員 御指摘のように、事
業税が種々欠陥を持つておるといふこ
とは、たゞこの委員会においても

御説明を申し上げたような次第であり
まして、政府としましては、できるだ
けこれらの欠陥を是正する意味をもつ

て、附加価値税に置きかへることが妥
当であるといふ考え方は、今もつてか
わりはないのでございます。ただ御承

知のように、今回附加価値税の実施を
一年延期いたします場合には、暫
定措置といたしまして、事業税を復活

する場合には、今訂正いたしました御
議を願つておる程度以上に出ること
は、現在の段階におきましては困難で
ないかと思ひます。ただ事業

税が御承知のごとく法人と個人との企
業組織の相違による税負担の不均衡の
点から考えますと、これらの点につ
いてある程度の是正を加へることが必
要であるといふことと、附加価値税の
本来の考え方を、この際事業税につい
ても、ある程度繰り込んで行くことに
よつて、納税者の負担の均衡を保ち得
るのではないか、こういうふうな見地
からいたしまして、事業税及び特別所
得税につきましては、一律に税率の輕
減をいたしますはかに、あるいは農業
または林業、あるいはその他主として
自家努力によつておりまする原始産業
につきましては、これを附加価値税と

いたすのみならず、従来の一、言いかえれば現行の免税点である四千八百円を二万五千円に引上げること等の措置をとることによりまして、可能なる限度においては是正をいたして参りたい。かような考えを持つておる次第でございます。

○河原委員 ちよつと議事進行に關して……。この日曜にもかかわらず審議を続けさせるのは、本法案が非常に大切であり、しかもこの短い期間において審議をなさなければならぬからで、従いましてこの貴重な時間は最も有効に使用すべきであると思ひます。つきまして議員の方では欠席等の関係で今まで質問されたことを重複して質問することがあるかもしれませぬけれども、当局におかれては前に答弁したことはよくわかつておるはずでありますから、重複した質問に対しては遠慮なく前にお答えした通りといったように簡明にお答えになることが、議員の方でもそういった重複した質問をすることが恥という気持ちで、よく勉強することになりまゝるので、そういうふうには簡潔にひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

○前尾委員長 ただいまの御発言もありませんから、その点なるべくむだを省いて御答弁願ひたいと思ひます。

○門司委員 今の河原議員の意見一応もつともうには聞えるのでありますが、政府答弁の内容その他については多少違ひますし、また質問をする者もおの／＼個人の意見を持つておりますので、他の議員の質問にお答えになつたことが必ず妥當適切であつて、これが絶対に、それでいいというわけには私は参らぬと思ひます。私が承知い

たしまして、隣の方がその答弁では承知ができないという場合には、やはり同じことを聞き返すので、従つてその場合に前と同じようなことだといふような御答弁で、突つばなされといふことになりまゝと、何度でもそれを繰返すことになり、かえつて議事の妨害になりますので、できるだけ簡明に御答弁を願ふことは自由でありますから、それでつこうだと思ひますが、今の河原君の意見のようにしろといふことになりまゝと、かえつて議事に紛糾を来すといふことになりはしないかと考へております。その点は当局もひとつ適當にやつていただきたい。

○前尾委員長 必要にして簡明にだけはやつていただかなければなりませんから、それは當然だと思ひます。

○床次委員 ただいま事業税の問題に關して御答弁がありました。この前税のときにおきまゝの附加価値税と事業税との比較の問題、これをききようむ返しとあるいはよけいかもしれませんが、しかしながら今回は事業税が非常に修正せられた形におきまして、ここに提案になつた。このいわゆる修正せられた附加価値税と、かつて提案された附加価値税との間の利害得失を検討するといふことは、今日きわめて重要なことである。ただいま政府委員のお言葉もありましたが、これは従来の事業税に対する抽象的なことをそのまゝお述べになつたのでありまして、新しい事業税、修正せられた事業税におきまして、どれぐらいの変化があつたか。たとえば個人と法人との比較に關しまして、従来は法人に非常に輕くて個人に重かつた。今回にある程度まで修正が行われましたので、当然個人の

分が減つて、法人の分が重くなるべきである。しかしながら事業税の本質から申しましても、それがそれほど適切に出て来ないといふこともあるかと思ひますが、そういう点に關してもう少し具体的に御答弁が願ひたいのであります。

○小野政府委員 お答え申し上げます。今回の事業税を活用することによりまして、大體法人と個人との比率は現行の事業税に比較して一割くらい法人の方に有利に課税する、こういうふうにお考へております。

○床次委員 事業税におきまして何ゆゑかかる法人に対する負担が少いかといふことにつきまして、御検討なさつておるかどうか。法人に著しく輕いといふ点について御答弁願ひたいと思ひます。元來事業税は所得に對してかかつております關係上、所得のないものに対してかからないといふのは、事業税の本質上當然なことであるが、個人にこれは重くして、法人に輕いといふことは事業税の本質上の欠陥であると思ひます。事業税そのものの欠陥であるか、あるいは徴収上の欠陥であるかについてはいささか御意見があるかと思ひます。ありますが、これはいかうにお考へになつておりますか。

○小野政府委員 ただいまの床次さんの御意見は法人と個人との間に差等をつけるべきでないか、そこに事業税の欠陥がある、これはごもつとも思ひます。ただし、これは事業税の本質から申しまして収益を本體としたし、ますような關係から、その經營上の關係において、従來法人が割合に輕く課税されておつたといふことの事実が、

これを明らかにしておるであらうとかうに考へる次第であります。

○床次委員 従來の法人の所得が比較的少かつた、だから課税が少かつたといふことになりましたれば、これは當然やむを得ないと思ひます。しかしながらお事業税の一面から考へまして、外形標準によつても相當課税しておる。この場合におきまして法人と個人との間にどういふようなアンバランスが出ておるかといふことについて重ねてお尋ねいたします。

○鈴木政府委員 今の外形標準をとつております場合におきましては、収益を直接押えておりませんから、お話のように収益をとつております場合ほどの事業税、附加価値税、兩者の違いはございませぬ。しかしながら売上金額を押えますのと附加価値税を押えますのとは、その間性質の違いがありますから、附加価値税の方を押えました方が、地方団体との受益の關係におきまして、より合理的に納税がうまく行くのではないかと思ひます。

○床次委員 ただいままでの私のもの資料におきましては、外形標準において課税したところの事業税、あるいは實際の所得による事業税がどのくらいあるかといふことは、ちよつとわかりかねるものでありますが、これはあとで資料を出していただきたいと思います。現行の事業税がどのような趣旨において課税されておりますか、實質上においては附加価値税に近い性質をも持つて参るわけでありまゝ。結局問題となつて参るのは、事業を經營いたしておるところによつて、地元に対して公益的の意味におきまして、たとい赤字でありましても、これに對して税を

負担せしめるか、せしめないかということに、本税における本質的意義があるのではないかと考へております。しかしながら今のような經濟事情におきまして、赤字産業に對して負担をかけることとは、法人、個人を問はず適切でなからうといふのが、私どもの前からの一貫した考へ方なのであります。この考へ方につきましては、あるいは意見の相違であるかと思ひます。しかしながら私は赤字産業に對して今日負担をかけるといふことは、やはり適切でないといふ考へ方を持つておるのであります。この意味におきまして、でき得る限り過去の事業税のよいところは採用して行つてよろしい。少くとも今年度暫定的の意味におきまして、政府において事業税を実施せられるのでありますならば、最善を期したところの事業税を実施せらるべきであると思ひます。先ほどの政府の御答弁によりまして、今度の事業税についても非常に自信がないような考へを持つておられるのであります。同じ実施せられますものでも、もつと最善を期してしかるべきものであると、私は考へるのであります。どうも悪いところがありますならば、どん／＼ともう少し徹底的に直した事業税を出していただきたいと思います。

次にお尋ねしたいのは、今度の改正法案全般について前から問題になつておつたのでありますが、課税客體に對して、いわゆる公益事業に對する非課税という点について、十分議論してあつたにもかかわらず、ほとんど参酌せられていないのであります。たとえば過般隨情がありましたが、新聞事

ばならない、もし屈出なければそれには嚴重な罰則がつけられるということになつて参りますと、事業を営んでおられますものは非常に大きな負担になることが一面考えられるのであります、がこの点についての政府お考えは一体どうであるか。

○鈴木政府委員 申告納税の制度は、すでに御案内のごとく、国税につきましてはこれが採用されておりますが、地方税に關しましては申告納税制度の国税におきます成績等を考えまして——これをただちに取入れるののいいいかどうかにつきましては、いろいろ論があるところであらうと存じます。ことにこの附加価値税は何分新しに賦課をいたしますというような形では、なか／＼実施が困難であらうと思うのであります。やはり徴税者側からの申告によります協力が一面ございませんと、附加価値の把握は非常に困難であらうと考えるのであります。そういうようなことからいたしました申告納税制度をつたのでございます。なるほど申告に關しましてはいろ／＼めんどろな負担をかけるわけでございしますが、地方財政委員会を初め各都道府県、市町村をそれ／＼におきましては、この点につきまして、特に各納税者に對します申告用紙の配付とか、その他の指導につきまして十分努力するようにしてもらいたい、かように考えておりまして、政府はさような趣旨のもとに、地方財政委員会を通じて、指導をしていただきたい、かように考えておる次第であります。

○門司委員　その次は更生の問題であ

りますが、従来國稅において更正決定は非常に大きな問題になつております。従つてこの場合におきまして、やはり更正につきましては相當な問題を必ず起すと一應考へられのであります。それはどこから來ておるかと申し上げますと、さつき申し上げましたように、實際上の問題として非常にふなれであるということが、大体主たる原因であると考えるのであります。更正決定については、今の國稅の所得稅の更正決定と同じような形にして参りますると、やはりこれは一方的にほとんど処理がされるのであります。先ほどお話のように、納稅の協力ということを考へて参りますすと、あるいは本人の公正なる課稅することにしますと、本人が申告をいたしましたものと、正しいものとして、それに課稅をして行くことが順當であると思ひますが、今の國稅の徴收の方法を見まするときに、この更正は相當大きな問題を、國稅と同じように起すのではないかと考へられるのであります。法の四十七條であります、これについて、今の國稅で起してありますような問題を起さないように、何か特別の方法をお考へになつてゐるかどうか、お伺ひいたします。

○銚本政府委員 申告納付につきましては、の更正決定の問題でございしますが、建前は国税の場合と同様でございします。第一に、青色申告の制度を国税に採用いたしておりますが、大体それと同じような方式で、納税者に負担をあまりかけないような形におきまして、附加価値税に關しましても来年年度から青色申告制度を用いますようにいたしております。従いまして、みだり

にこれに更正決定をすることは無いといふことが反面出て参るわけでございます。また一度課税をし、決定をいたしましたものを再度更正をいたします場合は、すなわち再更正につきましては、特に金額が過大である場合は、むしろ課税するのが納税者の利益でもございまして。逆に非常に過小でありまして、その過小であることが納税者の詐欺というようないたしから結果しておる場合に限りまして再更正をする、こういうような形にもいたしておりまして、再更正につきましては特にまた慎重を期しておるような次第であります。

○門司委員 この税金が延期されましたので、この前の議論と多少かわつて来ると思いますが、私が心配いたしましたとおり申すのは、さつき申し上げました更正決定と申告の訓練といふ事です、すべての納税義務者の納得の点であります。これについて特別の教育の機関といふ事です、周知徹底せしめる方法を現在おとりになつてゐるかどうかといふことであります。これは法の上にはどういふことは書いてないのであります、この申告納税と更正決定とは非常に大きな関連性を持つた重大な問題である。従来行われております国税の面を見て参りますと、実際の所得の把握が非常に困難である。同時に基礎の調査が十分に行われておらない。私はこの場合ぜひ一応聞いておきたいといふよりも、むしろ意見として申し上げておきたいと思ひますことは、附加価値税という新しい税金ができたことについての政府の納税義務者に対する態度といふ事です、教え方といふ事です、これがほとんどなされてい

ない。いきなりこれを出されて来まして、
でも、大體税の本質から申しまして、
納税義務者がほんとうに納得してこの
税金を納めるということは困難である
と考えておる。それほど困難なものが
ただちに実施されて参りますと、そ
こに必然的に起つて参りますものは
税の混乱といひますか、税金がわから
ないことのためにいろいろな疑義を持
つて来る。たとえば申告をしなければ
ならないと言われておつても、一体な
ぜ申告をするのであるか、どうしてこ
ういう税金を納めなければならぬか
ということに疑惑を持つて来る。この
点については、前の會議でも大臣にた
だしたのでこれ以上聞きませんが、税
の本質がはつきりしないのに、ただち
に納税義務者に申告をせよということ
ろに大きなむりがあるということと、
もう一つは、従つて政府がこれの税率
をきめて参ります場合におきまして
も、實際はわかつていないのでありま
す。申告納税の行き方というものは、正
しく申告してそれによつて税金の大體
の見積りを把握するところに一応その
原因がなければならぬ。従つて原則
から申し上げますならば、税金を徴収
する前に、大體こういう税金を徴収
するつもりだ。従つておの／＼の附加
価値に対する申告をこういう状態で
でもらいたいということ、大體課税
額というものが一応把握されて、その
上で課税率の決定を見ることが私は正
しいと思う。ところが今までの政府の
行き方というものは、所得税でも同
じであります、税率をきめるときと申
告とが同時になつておりまして、政府
におきましては、課税額がどのくらい
になるかはつきりつかんでおらない。

從つて税率がびつたり來ておらぬ。そこで更正決定をどうしてもしなければならぬ。いわゆる見込みの税金をとらなければならぬということになつておる。そこで必要以上の税金が今日とられておることは御承知の通りであります。所得税においても百何十パーセント徴収したと言つておりますが、このくらい不都合な話はない。自然増収だと一面言つておりますが、自然増収のほかはまだ徴収しない、いわゆる残つておる税金も相当あるはずである。しかるに国民全体が納税を完納しない場合に、それが百パーセント以上見込額よりも徴収ができたという行き方自体に、非常に大きなむりがあつたのではないかと私は思います。この地方税の場合には、その点をひとつ特に重要視して、そういう税の混乱の起らぬように、むりな税金をとらないように、見込額というものによつて税金をとらないようにするには、どうしてもこの税金というものを――まあ来年からと言つておられますが、しかし実行するにはまだ早いのではないか。來年度に実行されますならば、申告と更正決定の間に、いろいろの問題を起して、納税の上に必ず支障を來すというふうな考えております。これも大臣に御答弁を願つた方がよいと私は思います。が、この税金はむしろ一応研究すべきものとして、今日ただちにこれを法律として出すということについては、一応お見合せになつたらどうかということと、さらにこれは立つたついでに聞いておきますが、政府にはそういう心づきを講じておるといふようなお考えがあるなら、それをひとつお示し願いたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。何を申ししても、新しい税法を施行いたしますときには、納税者の方においても、またこれを徴収する立場の方面におきましても、いろいろむづかしいことがあるだろうと思ひますが、しかしこの画期的な税法を施行するといふことは、わが国の自治団体を強化して行く上に最も必要なことでございまして、どうしてもこれを施行しなければならぬ。そうすれば結局少しむづかしくても、まずこれを施行して行こう。その準備のために一年延期した、こういうことになつておるわけでありまして、その一年延期してゐる間に、政府といたしまして、いろいろ指導をして行きまして、できるだけそういうような混乱とか紛争のないように、またなるべく行くように準備しようと考えておる次第でございまして、私の確信といたしましては、この際やはりこのまま実行して一年延期したのちに実行に移したいと存じます。またそれに対しては、準備期間もあることではございますが、相当の成績をあげてやつて行けるという自信を持っております。

○小野政府委員 ただいま大臣から答弁申し上げましたように、一年延期後における附加価値税の実施を目的として、政府といたしましては準備に万全を期したいと思つておるのでございまして、門司さんも御指摘のように、新税でございまして、これが実施について諸般の準備が最も大切であらうと思ひます。つきましては、地方自治庁といたしまして、地方団体の税務吏員に対しましては講習会を開くとか、または納税者に対しましては、

その著しい収獲に開きのあるものは六月十五日までに申告せよということが大体規定せられておつた。ところがその当時税務署に参りまして、実務用紙すら参つておらない。農民が参つて、税務署でどういふことを書くのかと聞いても、その用紙が来ておらない。また農民全部に配るほど来ておらない。それで私は国税庁に直接参つたのでありますが、国税庁に行つて聞いても、やむを得ないから今年の収入はこれだけだ、去年の収入はこれだけだ、差引これだけ減収だということだ、ということである。国税においてこんなことである。国税に於いて、しかも今までやつておられます申告するといふ状態でありまして、ことに新しいこういういろいろ複雑な要素を持つておりますものについて、そういう行き方をされたのでは、再び混乱を起すといふことが非常に危惧されるのであります。従つて聞いておるのでありますすが、いまだそういうものについての話つきりしたことは、私どもには示されておられませんので、ありますなら、具体的に示してもらいたい。これはこの前のこの税法を審議するときに、私は聞いたのであります。ところが、やはり今と同じようなお答えであつた。どこまで行つても同じであつて、二箇月余裕があつても、半年余裕があつても、同じようなお答えでは困ると思ふのであります。その点は特に御注意を願ひたいと思ふのであります。

そのほか罰則の問題につきましては、いろいろ罰則が書いてありますすが、これはここで申し上げないで、いづれ一括して希望を申し上げたいと考えておるのであります。

いたします場合に、担当いたします者の何と言ひますか、教養的な、研究的な会合、講習会のようなものを開いておる次第でありまして、そういうようなことから徴税団体としては逐次心構え、準備ができておると思ふのであります。ただ第一線の人たち、あるいは納税者に対してはこの趣旨が徹底しておらぬわけでありまして、これにつきましては何といひましても国税と違ひまして地方税でありますから、地方議會は頻りに開かれますし、住民とのつながりというものはより密接なわけでありまして、この税の実施についての協力ということは、やはり地方団体のそれ／＼の当局が總がかりでやるといふようなことになりまして、やばいことにまだ時間的に余裕もあるわけでありまして、むろんこれだけの新税でありますから、最初から完全には参らないにいたしまして、ある程度の実績を収めることができるのではないかと、また私どもとしてはそれを急願して努力を続けておる次第であります。

附加価値税に対しましていろいろ陳情その他がありましたものを、一体政府ではどう処理しておるかという点のお尋ねであります。私どもといたしましては、その陳情の趣旨は十分これを了解し、承知いたしておるが、もちろん中には取入れ得べきものと取入れ得ないものがあるわけでありまして、しかしながら今回は何分早急にとにかく地方税法案の審議を願つて、国会を通過させていただきたい。こういう急願に燃えておるわけでありまして、関係方面との折衝につきまして、それらすべての点において満足に行く

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。何を申ししても、新しい税法を施行いたしますときには、納税者の方においても、またこれを徴収する立場の方面におきましても、いろいろむづかしいことがあるだろうと思ひますが、しかしこの画期的な税法を施行するといふことは、わが国の自治団体を強化して行く上に最も必要なことでございまして、どうしてもこれを施行しなければならぬ。そうすれば結局少しむづかしくても、まずこれを施行して行こう。その準備のために一年延期した、こういうことになつておるわけでありまして、その一年延期してゐる間に、政府といたしまして、いろいろ指導をして行きまして、できるだけそういうような混乱とか紛争のないように、またなるべく行くように準備しようと考えておる次第でございまして、私の確信といたしましては、この際やはりこのまま実行して一年延期したのちに実行に移したいと存じます。またそれに対しては、準備期間もあることではございますが、相当の成績をあげてやつて行けるという自信を持っております。

○小野政府委員 ただいま大臣から答弁申し上げましたように、一年延期後における附加価値税の実施を目的として、政府といたしましては準備に万全を期したいと思つておるのでございまして、門司さんも御指摘のように、新税でございまして、これが実施について諸般の準備が最も大切であらうと思ひます。つきましては、地方自治庁といたしまして、地方団体の税務吏員に対しましては講習会を開くとか、または納税者に対しましては、

その著しい収獲に開きのあるものは六月十五日までに申告せよということが大体規定せられておつた。ところがその当時税務署に参りまして、実務用紙すら参つておらない。農民が参つて、税務署でどういふことを書くのかと聞いても、その用紙が来ておらない。また農民全部に配るほど来ておらない。それで私は国税庁に直接参つたのでありますが、国税庁に行つて聞いても、やむを得ないから今年の収入はこれだけだ、去年の収入はこれだけだ、差引これだけ減収だということだ、ということである。国税においてこんなことである。国税に於いて、しかも今までやつておられます申告するといふ状態でありまして、ことに新しいこういういろいろ複雑な要素を持つておりますものについて、そういう行き方をされたのでは、再び混乱を起すといふことが非常に危惧されるのであります。従つて聞いておるのでありますすが、いまだそういうものについての話つきりしたことは、私どもには示されておられませんので、ありますなら、具体的に示してもらいたい。これはこの前のこの税法を審議するときに、私は聞いたのであります。ところが、やはり今と同じようなお答えであつた。どこまで行つても同じであつて、二箇月余裕があつても、半年余裕があつても、同じようなお答えでは困ると思ふのであります。その点は特に御注意を願ひたいと思ふのであります。

そのほか罰則の問題につきましては、いろいろ罰則が書いてありますすが、これはここで申し上げないで、いづれ一括して希望を申し上げたいと考えておるのであります。

いたします場合に、担当いたします者の何と言ひますか、教養的な、研究的な会合、講習会のようなものを開いておる次第でありまして、そういうようなことから徴税団体としては逐次心構え、準備ができておると思ふのであります。ただ第一線の人たち、あるいは納税者に対してはこの趣旨が徹底しておらぬわけでありまして、これにつきましては何といひましても国税と違ひまして地方税でありますから、地方議會は頻りに開かれますし、住民とのつながりというものはより密接なわけでありまして、この税の実施についての協力ということは、やはり地方団体のそれ／＼の当局が總がかりでやるといふようなことになりまして、やばいことにまだ時間的に余裕もあるわけでありまして、むろんこれだけの新税でありますから、最初から完全には参らないにいたしまして、ある程度の実績を収めることができるのではないかと、また私どもとしてはそれを急願して努力を続けておる次第であります。

附加価値税に対しましていろいろ陳情その他がありましたものを、一体政府ではどう処理しておるかという点のお尋ねであります。私どもといたしましては、その陳情の趣旨は十分これを了解し、承知いたしておるが、もちろん中には取入れ得べきものと取入れ得ないものがあるわけでありまして、しかしながら今回は何分早急にとにかく地方税法案の審議を願つて、国会を通過させていただきたい。こういう急願に燃えておるわけでありまして、関係方面との折衝につきまして、それらすべての点において満足に行く

ようなふうには参りませんでしたが、けれども、現在の段階におきましては、附加価値税をこういう形において実施することが、政府としては適当である。かように私も考えておる次第であります。

○門司委員 今の次長の答弁は非常に奇態に感ずるのであります。なるだけ早く通してもらいたいからということでありまして、国民の声というものが十分に反映していない法律案を早く通すわけには参りません。もしそういうものの考え方があったら、参りません。至つて事務的なお考え方でありまして、こういう税金の問題がそういうふうな事務的に考えられるということ、私は非常に遺憾に考えております。この点については意見の相違であります。私も、私ではあるけれども、国民の声というものが政治に反映され、審議の過程の上におきましてもよい文句を言わないで済みますし、早く落むと考へておる。一年これを延ばしておるといふことを、政府は何か非常に大きく宣伝されておるようでありまして、その内容はまったく同じものであつて、ちつとも考えられておりません。ただ事務的に何でもいから早く通せばよいのだというふうなお考えでは、私もこの税法をただちにそういう気持ちで審議するわけには行きませんので、さう御承知を願つておきたい。われ／＼はさつき申しましたように、できるだけ国民の声というものを政治の上に反映させて行くことが、むしろ審議の過程においても早いのだというふうにお考えを願いたいと思ひます。

その他のことにつきましても、いろいろこまかいものはいずれ一括いたしまして、罰則その他についてもお話しなすことにして、ちよつとあとにもどりますが、總則の面の地方団体の課税権の問題であります。第二條によりまして、「地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することとができる。」ということになつております。この第二條から見ますと、地方公共団体の課税権というものはこの法律の定める範囲で行われておるのであります。課税権というものはほとんど認められておらない。ところがきのうでありましたか、おとついであります。たかの答弁によりまして、何か課税権が認められておるやうなことに書かれておつたのであります。この二條にはさつき申し上げましたように、はつきり書いてある。ただ三條が地方税の賦課徴収に関する規定の形式というだけであつて、地方公共団体は規定を形式的に定めるところにだけありまして、まあ課税権を持つていないというふうに解釈されるやうに條文はなつておりますが、これはさういうふうに解釈してよろしうござい

ますか。

○小野政府委員 昨日もこの問題を御質問になつたのであります。その際、地方団体といつたものは基本的な権能として課税権を持つてゐる、かように答弁を申し上げたのでござい

ます。この点についてはその通りと考えております。ただこの地方税法に掲げられておりますのは賦課徴収の問題、あるいは第三條にござい

ます。これが運営にあたりましたは、やはり地方税法によつて統制をはかる必要があるやうなものにつきましては、その法律の定めるところによる、さういふ解釈ができるものと考えております。

○門司委員 私はその点が一向まだはつきりしないのであります。さういふところ、たとえば課税権の問題に

ついての字句の解釈というよりも、むしろ根本的な問題になつて来ると思ひますが、もちろん地方公共団体が一つの法人として立つておる以上、は、そこに課税権がなければならぬ。これは、法人という建前からいへば、私は言へると思ふ。しかし実質的な問題としては、この法律に書いてある徴収ができるというところになつて参ります。課税権はありまして、賦課あるいは徴収することができなれば、實際上の問題としてはこれは役に立たないはずであります。ここに非常

に上げたのが多少言葉が足りない点がございまして、補足したいと思ひます。今門司さんからの御質問がございまして、地方団体が課税権を持つてゐるというの根拠は、地方自治法によるものと考えているのであります。地方自治法によつて地方団体が課税権を持つてゐる、基本的な権能が与えられてゐるものであります。その税の徴収その他の方法等につきましては、地方税法による、さういふことに御解釈を願つてよいかと考えております。

○門司委員 そうすると、この地方税法による地方団体の課税権という言葉が、私は先ほどから申し上げておりますが、私は先ほどから申し上げておりますが、これは必ずしも適切ではないのじやないかと考へられるのであります。これは課税権であるのか、一体徴収の方法であるのかということについて……

○鈴木政府委員 いろいろ地方団体の課税権の問題についてのお尋ねでござい

でございます。その基本的な権能をどういふふうに行使するかということに

○門司委員 それではわかつたのであります。課税権を持つてゐるというところは、地方自治法ではつきりして

とつ御訂正が願へばいいのではない

その他の問題につきましては、この中にあります目的税の問題であります。目的税を課することは、總則の中に、できる目的税として書いてあります。が、一体目的税の範囲というものは、どの範囲にお考えになつておるのか、もし具体的にお考えがありますならば、御説明を願いたいと考えております。

範圍でこれを真に目的税にふさわしいような形にいたしたい、かように政府としては考えておるわけであります。目的税として今後とられますものは、それ／＼の地方団体の実情によつて違つて参ると思うのであります。たとえば現在大都市等で、屎尿のくみとり等に要しますものを、一つの共同施設税という形でとつておりましたり、あるいは農村地帯におきます共同の営造物につきまして、こういう形をとるといふことが考えられるわけでありますが、なお政府としては、都市計画事業等につきましても、やはり同様なことで、この目的税として水利地益税というような形において、必要な場合はとる。但しその場合も、従来のように一般的にかけるのではなくて、やはり受益の限度というわくをきめて考えたい、かように考えておる次第でございます。

○門司委員　そうするとこの目的税は、大体の趣旨は、従来の受益者負担というような形でいいというお考えでありますか。

○銘本政府委員　従来の観念の分析から申しますと、ただいまお話になりましたような、そういうような見地に立つた税、かように御了解願つてけっこうだと思ひます。

○門司委員　その次に第五條の三項でありますが一市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起して、普通税を課することができ。[こういふことになつておりますが、この普通税の範圍というものは、具税も同じであります。たとえばきのうも問題になつておりましたような、青森におけるり

んご税というようなものは、普通税に新属すべきものであつて、決して目的税でないとは私は思うのだが、そういうものに對して許可と言いますか、認可と言いますか、それは中央の地方財政委員会で行われると思いますが、これらについての政府の、範圍と言いますか、その範圍をこうしたいというような具體的なことがおわかりになつておりますならば、その例を示しておいていただきたいと思ふのであります。

先ほどから私が目的税並びにこういう税金を申し上げておりますのは、寄付金を限定いたしておりますので、往々にして苦しい町村になつて参りますると、寄付金がとれないとなると、むりな税金をかけて来る可能性が必ずしもないではないように考えられますので、実は念のために聞くのであります。この目的税の方は一応わかりましたが、普通税の方でもし政府に具體的に何かお考えがあるなら、お示し願つておきたいと思ふのであります。

○鈴木政府委員　法定外普通税につきましては、昨日申し上げましたように、むろん市町村がその財政自主権からいたしまして、特別な財政需要がありまして、一般の法定税目等によりする税をもつてしても、なお財政需要をまかない得ないというような事情がありますので、しかもそれを中央の地方財政委員会の方に申し出て参りました場合においては、その財政自主権をあきらめても尊重するという建前から、地方財政委員会においては、これを処理するということになると思ひます。しかしながら現在の地方財政計画において、千九百八億という財政需要に見合つて数字を法定税目等によりまして一応

あたつて来年度の問題として、そのうこの法定外普通税というものの運用によりまして、普通税となればならぬということは、一般論として申しますなうらばまずありえないのではないかと考へるのであります。ただ非常に特殊な市町村等において、このような法定外普通税によらなければならぬようなことが、あるいはありやせんかと存じますが、一般論としてではそういうふうに申し上げたいと思ふのであります。

○門司委員　この問題ですが、今の御答弁では、大体財政需要額から来るものでやむを得ぬというお話がありましたが、實際は市町村においては、そうでなくても、何か一つの特許事業その他のによつて、これが特別に地方の公共団体に迷惑をかけておる場合は別でありますが、そうでなくてもあそこからとればとれるのだという感じで、普通税というものが起される危険性があると思ふのであります。それは一面から言いますと、特殊の事業と言いますか、そのことのために特殊の利益を受けておるかしのために、税の負担の均衡の上から行きますと、必ずしも正しい行き方ではないように考えられる面があるのではないかと考へておるのであります。今、御答弁のように繰返すのであります。重要なことと申すよりも、むしろ将来問題を起す問題と思ひますので、念のためにはつきりとお聞きしておきたいと考へるのであります。あくまでも目的税であるいはその他の普通税を起す場合においては、財政需要を主として考へるといふことに解釈してよろしうございますか。

七

的税と言いますか、受益者税と言いますか、そういうのをとつていいのかわからない。

○鈴木政府委員 自動車の場合でございますが、自動車が道路を損傷いたしましたことの代償と言いますか、反対給付といたしまして、道路損傷負担金と申しますか、道路法の規定によりまして、道路を維持いたしております府県に對しまして負担金を納めることは、これは現行の道路法の趣旨から申しましても、あり得ると思ひます。現に地方団体である程度やつておると思ひます。またそういう会社に対しましては、固定資産税は、これまた別に市町村が課税するものでございまして、団体は違ひますので、これはやはりそれ／＼法政の原則に従ひまして、地方税は納めなければならぬ、かように考へております。

○大矢委員 はつきりしません。道路損傷と言ひますか、勘定してあと修理するというのは当然です。しかし埋没線を配電会社なりガス会社が使つておるといふことで、損料以外に特別税として占用料を現に払つておると。ところが今度の税法の改正によりまして、埋没しておつても、ガス管なりあるいは配電線に對してちやんと税金を納める。そこで原形に直す修理に必要なものは当然納めなければならぬが、占用料として従来通り課することができるとか、あるいはそれを今度もし申請した場合に許可するのせぬのか、これをお伺ひいたします。

○奥野説明員 道路占用料などは、道路を使用しているという意味における使用料であります。新しく生れます固定資産税は、使用しているとか、ある

いは特に受益しているとかいうようなことを別に考へませんで、やはり税でありますので、應納を本税として課税して行くわけでありまして、従来道路占用料というふうなものの費用を負担して行つたといふものは、たゞさんあるわけでありまして、償却資産に對してはみな新しく課税されるわけでありまして、従来道路の占用料を負担してゐる人に対しまして、また何ら負担してゐなかつた人に対しまして、償却資産に對しましては、あくまで應納的な税が課税されることとなるわけでありまして、占用料ではなく使用料の性質だといふことにお考へ願ひたいと思ひます。

（松本）委員 それを聞いてゐるのじやない、それがわかるのに、さらに目的税がもう一度とられるかどうかといふことですかと。

○鈴木政府委員 どうも御質問の趣旨を私も取違へて御答弁申し上げたかもしませんが、ガス会社が道路を占有するといふか、仕事の関係におきまして、たとへば報償契約によつて一定の金を市の方に納めるというふうなことは、従来から一つ一つの公法上の契約といふ形で、やつて來てゐると思ひます。その形が、そういうふうなものとして別個に、道路損傷負担金というふうな形で、道路の損傷に對する負担金という意味で、道路法の規定によつてやつておられますものと、やはり方は二通りあるのではないと思ひます。が、そういうふうなものが、あるいは競合して行われてゐるということもあり得ます。そういうことももちろん可能であると思ひます。ただ御指摘の点は、そのように同じような客體に對し

てダブつてゐる／＼な方面から税がとられるといふのは、適當ではないじやないか、こゝういふ点がお尋ねの核心であらうと思ひますが、その点はよくつから申しますと、あるいは課税團體が違つておつたり、あるいは法律上の根拠が違つておつたりいたすわけがございまして、それ／＼収納し、あるいは徴税いたすべき理由があると思ひます。が、そういうふうな具體的問題に關しましては、それ／＼各徴税の面に當ります地方団体におきまして、具體の事情を判断いたしまして、適當の措置が行われるだらうと思ひます。何分地方税でございまして、地方議會との關係は密接でございまして、地方民の意思が議會を通じて反映せられますならば、その辺は適當な考慮が払われることも期待できると思ひます。

○前尾委員 立花敏男君。

○立花委員 ちよつと今のりんご税に關連いたしましてお聞きしておきたいのです。鈴木君の答弁では、財政需要が主たる理由であり、またしかも地方団体の議會あるいは理事者側のはつきりした要請があれば、それが唯一でございませぬが、重大なる許可、不許可の目安になるだらうというふうなことでした。が、實際青森県のりんご税の問題は、非常に複雑な問題をばらんとおりました。やはり地方の自治體と生産者との間に、大きな対立ができてゐるやうです。内容を聞いてみますと、りんごが下りました時分には、五貫近く入つてゐるりんごの中身だけが十円だといふときがあつたやうです。ところがこれに對しまして、県で十五円、市町村で十五円、合計三十円のり

んご税がかかつてゐる。そのほかに五円二十八銭の検査料がとられておりまして、この検査料は八千円近くになりまして、しかも實際の費用は三千万円くらいしかつておりませんので、五千万円くらいはやはり税的な性格を持つてゐる。そうするとりんご関係だけで二億五千万円ばかりの税的なものがたれておるのであります。これが果實類の値下り、あるいは長野県との競争等におきまして、生産者にとりましては非常に大きな負担になりまして、耐え切れないうつところまで來てゐるわけでありまして、それを県の方ではやはり財政需要の見地から地方に對して存置の運動をやつてゐるやうです。この關係で、実は県會の分野がかわりました。民主党の知事が自由黨に入黨した、そうしてりんご税の増存をはかつてゐるやうなうわさも私ども聞いておるのでございまして、こゝういふ形で進められてしまつて、かつての獨立税の存置が許されまじたらば、県内に大きな生産者と果實関係の對立が生れて來るだらうと思ひます。しかもこれからの地方の財政需要が緊迫して参りますと、あるいはこゝういふことが至るところに起つて來ると思ひます。たとへば土佐では、すいかがたゞさん出るからすいか税、あるいは私どもの方は、みかんがたゞさん出ますからみかん税、こゝういふことになつて参りますと、たいへんなことになつて参ります。實際生産に従事する連中と、地方議會あるいは地方理事者との對立が大きくなつて参りまして、重大な問題をばらんで來るのではないと思ひます。この問題はやはり今はつきりした根本的な態度をおきめになることが必

要ではないかと思ひますが、その問題に關する見通しをひとつ聞かしておいていただきたいと思います。

○鈴木政府委員 りんご税の問題は、昨日も申し上げましたやうにこの六百七十一條の税法の規定の運用の問題でございまして、地方財政委員會がその自主的な立場から、許可をするかしないかを決定するわけでありまして、ただその許可の條件としては、先ほど申し上げましたやうに税源がある。またそれを必要とするところの特別の財政需要があるといふことが明確になつておらなければならぬのであります。そういうふうな條件に該當いたします限りは、これは財政自主權を尊重するといふ建前から、地方財政委員會としては許可するわけがございまして、ただそれに書いてありますやうな各種の要件——国税、地方税と重複しはしないかどうか、あるいは経済施策全般から言つて適當であるかどうか、あるいは内閣閣議的な作用があるかどうか、こゝういふ点は、これを許さないことによつて生ずる不利益との相互比較の点から申しまして、決定されることであらうと考へるのであります。で、そういう御趣旨は地方財政委員會の方に、私どもといたしましては連絡をいたしますが、その運用は地方財政委員會において行われることになつておるわけでありまして。

○立花委員 次官にお伺ひしたいと思ひます。これは一般的な總括質問の部類に属するかと思ひますが、税法をおきめになる場合に、やはり將來を見通しておきめにならないといふかと思ひます。現在だけをこ

らんになつておきめになりますと、この税法がいざ実施になります場合に、非常に大きな矛盾が生ずることは当然でございまして、そういうようなはつきりした見通しを持つて税法をおきめにする必要があると思つてございしますが、こゝの問題に關しまして、政府としてはどういふふうな今後の地方財政の見通しというものを、お持ちになるのでございませうか。簡単によろしうございしますから、ちよつとお聞かせ願ひたいと思つてございします。

○小野政府委員 お答えいたします。地方税法によりまして税収額をあげて行くためには、何と申しまして地方の財政が計画的に運営されなければならぬ。計画的な運営をいたしますためには、地方の財政計画が必要でございします。と同時に、地方の財政計画はやはり国家の財政計画と関連を持つておるわけでありまして、政府といたしましては、全体を総合的に勘案しながら、将来の問題を考へて行かなければならぬ、かように考へておるのでございします。ただ地方税自体の問題として考へますならば、将来において、たとへばたゞいま論議がございました法定外普通税の問題であるとか、あるいはまたこの法律案において非課税の対象になつておりますものについて、将来これをどうするかという問題につきましては、実施の状況を勘案いたしまして、地方財政委員会において十分に検討を加えて行きたい、かような考へ方を持つておる次第でございします。

たが、私どもはその立場から、実はこの地方税制に對して非常に危機の念を持つておるわけなのであります。たとえばここに益谷前建設大臣がおられますが、災害の問題でございします。これに對しましては、過年度分が三百七十億、今年度分といたしまして百億、合計四百七十億と承知してあります。が、こゝの金額が、こゝに国家財政の方から災害に對する施設に出されております。しかしこれは、政府自身が御発表になりました千六百億という災害の累積に對しましては、数分の一でしかないわけでありまして、しかも前年度におきましては、九百億近い災害が一箇年に超つております。これに對しましては、新年度といたしましては、百億、こゝの形が現在の国家財政でも出てくるわけにございしますが、しかも現在聞かるところによりますと、見返り資金から出ますところの公共事業費は、ほとんどもうないというふうな状態だと聞いております。こゝの形になつて参りますと、現在でも足りないこの災害費などが非常に食ひ込まれまして、結局災害が起りました場合の負担は、地方の負担になるというおそれが多分にあるのではないかと思つております。これはただ災害の問題だけに限つたのでございしますが、こゝのよう見通しを産業あるいはその他の問題につきまして、ずつとお立てになつて税法をおつくりにならないと、いざ税法で税金をとるといふ段になりまして、そろばんが合つても金がかねないという状態が起るのではないかと。あるいは計算の上では災害を防げるといふことになつてはいるが、実際はもう災害を防ぐ財政的な力が、地方にはなくなつてい

う状態が起つて来るのではないかと思つてあります。この間の建設白書を見ましても、災害は三十年経たなければ治まらない、河川の修理は三十年経たなければできないといふことがはつきりと出ておるのでございしますが、これがこの秋ごろには、非常に大きな問題となつて現われて来ると思つております。そういう問題でどういふ見通しをお待ちになつておるのか承りたいと思ひます。

○小野政府委員 御指摘のように、国家財政と地方財政の有機的な関連におきまして、国全体の財政運営をやつて行かなければならないといふことは、私から申し上げるまでもないかと存じます。特に地方財政が御承知のような経過をたどりまして、十分な裏づけをされておらないといふことのために、今同地方財政の強化をはかる方途として、地方税法の改正をいたすことに相なつておるのでございしますが、ただいま例としてお話になりました災害復旧費の問題につきましても、二十五年

度においては災害土木についての全額国庫負担の特例を認めておるやうな次第で、これによりまして多少なりとも地方団体の負担の軽減をはかるという方途に進んでおることは御承知の通りでございします。将来の見通しのかんとした問題は、これは地方財政の確立、自主性の確保といふ点に向つて進んでいくという、大きな基本的な方針に即応した見通しを立てて行かなければならぬのと、具体的に経済その他国家財政の現況とのにみ合せにおきまして、どの程度地方財政の確保をはかり得るかといふことについて、十分な検

討も加えて行かなければならぬことと思つてございまして、單に個々別々に切り離してこれを考へないで、地方財政の確立を目的とする基本原則に立脚しつゝ、これが確立の方向に進んで行く、こゝのことが基本的な考へ方だろふと思ひます。従つてただいま御質問のありました具体的にいへば来年度はどうなるか。さ来年度はどうするかといふことを、こゝでただちに御答弁申し上げることは、二十六年度の予算編成等と考へ合せまして、政府といたしましては、特に地方自治庁といたしましては、地方財政の確立のため一層の努力をいたして参りたいといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○立花委員 この問題は、私どもが前国会で附加価値税に反對いたしました根本的な理由であつたわけなのです。今後の日本の産業の進み方が、この附加価値税をもつては、さらに階級的な分化を促進するものだといふふうな建前から私も反對いたしました。さういふ見通しが、最近の二、三箇月におきましては、はつきりと数字の上で現われて来ておると思つております。こゝの点をばつきりとお取入れになつて、附加価値税を修正されることが、私どもは非常に望ましいと思つておつたのでございしますが、依然としてこゝのうらふらふに、もとのままの形で出て来ているわけですが、こゝのうらふらふを資料の上で検討なさつたのか、なさらないのか、またなさつたが、やはりさういふ傾向を是正する立場ではなしに、より促進するといふ立場で、この税法を出したのか、さういふ点をひとつ承りたいと思ひます。政府

がお出しになりました経済白書の中にもはつきりと私どもが危惧しておりました形が現われて参つておりまして、これでは結局何と申しますか大企業、軍需産業を一層促進することになり、それ、決して日本の必要とする平和産業あるいは中小企業を、今非常に困難な立場にあるそれらの産業を何とかするといふ立場には、決して立つていないのでございします。こゝのうらふらふを御存じの上でやりになつたのかどうかといふことを、はつきりしておいていただきたいと思います。

○小野政府委員 繰返し申し上げるまでもないのでありますが、附加価値税の本質は、特に附加価値という考へ方は、国民経済に附加された価値、他の言葉をもちてするならば、国民所得に對して加えられた増加分といふことに御理解願つてよいかと思つております。従つてこの附加価値が生み出された場合に、これを対象として課税をいたします考へ方は、必ずしも大企業に偏してこれを保護するといふやうな意味ではなしに、むしろ全体としての負担の均衡を維持して行こうといふことが、本来の目的でありますので、ただいま御指摘になりましたように、いたすに平和産業——おそらく立花さんのお考へになつておられるのは、中小企業の問題ではないかと存じます。これは、この附加価値の適切な運営によりまして、将来好転する形に持つて行くものではないかと。かやうに考へておるのでございします。この点につきましては、さらに附加価値税自体の御議論において、十分な御検討を願ひたいと存じます。ただいま申

しましたような考案方で、負担の均衡をはかる意味合いにおいての附加価値税についての御了解を願いたいと思うのでございます。

○立花委員 大官の御説明によりまして、国民所得の増加分でございまして、とにかく増加分に課税したのだとおつしやいですが、これは決してこの税の本質ではございまして、課税の便宜上の一つの標準でございまして、実際はこの間から大官も言つておられますように、これは転嫁を予想した税金であることは明らかである。その建前におきまして、形の上では増加分に課税税になつておりますが、実際は転嫁されるものが負担するとは明らかである。こういう建前におきまして、私どもは実はこの附加価値税は労働者に対する三重の課税と申しますか、労働者の賃金部分に対する課税を含み、あるいは大官が言われます中小企業には特に弊害にはならないとおつしやいます。最近見返り資金などの産業への注入は、たとえば炭鉱業者などに対しては、たとえば機械設備、企業の合理化を条件としたし、新しい機械設備をするという条件のもとに、どんな炭鉱業者へは金が入つております。しかも中小企業にはほとんど入つていなくて、大企業にどん／＼入つていくわけなんではございまして、こういう場合には、この入りました見返り資金で買いました機械の額は、いわゆる増加分から除かれるわけでありまして、附加価値税の対象から除かれるわけでありまして、こういうものはほとんど大企業に限られております。ところがいわゆる中小企業の方では、困つておりますのは運転資金でございまして、設備を新

しくするとかあるいは新しい機械を入れて合理化するということはほとんど不可能だ。こういう場合の例をいかにいふまでも明らかなように、決して附加価値税が負担の均衡とか、あるいは公平な課税であるといふことは言えないと思つてございまして、こういう傾向が第一回国会のときにもあつた。しかも今後そういう傾向がますます増大されるであろうという建前のものにおきまして、そういう見通しに立ちま

して、私どもはこの附加価値税に反対したわけでありまして、ところがその見通しが今ではもつと激しい形になりまして、いわゆる中小企業と大企業との形が、軍需産業的なものと平和産業との破壊的な開きになつて現われているわけなんです。この際にもやはり附加価値税をこのままでお出しになるといふことが正しいかどうか、これはわれわれといたしましては納得できないのでございまして、前の国会における場合と今では見通しをわけます場合にも、非常に大きな事実の相違がございまして、しかもそれは明らかにございまして、しかもそれは明らかにございまして、資

勢を勘案いたしましたして、附加価値税を施行することが妥当である。かような結論に到達いたしました次第でござい

○立花委員 非常に簡単なお答でございまして、私どもも経済白書などを見ますと、企業整備の状況が出ておりますが、たとえば工業でございまして、これは二十四年の二月から本年の三月までですが、整備件数が八千三百七十四、首を切られた人間の数が三十二万四千で、その比率は六三%に達しております。こういうふうな企業整備は、数字の上で見ますと、非常に恐ろしいような数字になつておりますが、こういうふうな企業整備がどん／＼行われておるわけなんです。しかもこれを促進するような税法をお出しになるのが正しいかどうか、その点政府としてどう考へになつておるのか、あくまでもこういう傾向を進める税法をお出しになるのか、政府としての根本的な方針はどうか、それをひとつ承つておきたいと思ひます。

○小野政府委員 附加価値税の本来の目的の一つといたしまして、負担の均衡をはかりますと同時に、企業の合理的な経営を目的といたしておりますので、この税の施行によりまして、わが国の産業の構成なりあるいは経営等につきましまして、おの／＼立花さんの御指摘になりましたように合理化の方向に向つて促進されるものであらうと考えております。

○前尾委員 立花君、なるべく総括の質問と重複しないように願ひます。

○立花委員 今日の新報を見まして、産業界新聞でございまして、非常に株が上つております。その上つてお

ります株は、船舶、鉄、石炭というような株であります。これらの株は現在の朝鮮事件を契機として、どん／＼上つておる株なんです。こういう問題がはつきり毎日の新聞の上にも現れておるわけでありまして、しかも従来としてもこういう産業に対して、どんな企業の合理化が行われ、機械設備が行われ、そういうもののみに見返り資金などが集中されて参つたのですが、そういうものが実はこの税法で助かるといふ形がはつきり出て来ておるのではありません。そういう問題はやはり今の次官のお答弁のように簡単に片づけられずに、もつと慎重にお考へになる必要があると私は思ひます。そういう点で政府の再考をお願いしておきたいと思ひます。

それから附加価値税の問題につきまして、これが審議の過程におきまして、勤労者に対する課税と事業家に課する税とにわけたらどうかといううような御意見があつたように聞いておりますが、私も前の国会で反対いたしました主たる理由は、やはりこの附加価値税の中の人件費に対する課税なんです。これが非常に大きいこの一兆幾らになります。一箇年間の人件費に對しまして四分、最高で言いますと八分かつて参るのであります。数百億の賃金部門に対する重荷が来るわけでありまして、これはやはり何かとお考へ願ひないといふところのところでございまして、これがそのまま今度の附加価値税に取入れられております。しかも最近の傾向を見ますと、失業者の数がやはりどん／＼ふえております。さいせんも少し企業整備の問題で、解雇者

○立花委員 少し方面をかえたいと思
います。現在平衡交付金を概算でお渡
しにたつておられますが、これの精算
はどういうふうになるおつもりなの
か、また精算ができる見通しがあるの
かどうか、承つておきたいと思いま
す。

○小野政府委員 今回臨機の措置とい
たしまして、地方財政平衡交付金の概
算交付をいたしておるのでございます
が、今後地方税法が成立施行いたされ
ました以後におきましては、これらの
点につきましては適当な調整の措置を
とりたいと考えております。

○立花委員 現在お持ちの資料では、
概算で、多分かつての配付金の割合に
よつてお出しになつてゐるのだと思
います。で、ここがございまして、
返さなければならぬ所があるだろうと
思いますけれども、おそらく使つてし
まつて返せないのじやないかと思いま
す。こういうものに対する処置をどう
いうふうにお考えになつてゐるか、承
つておきたいと思ひます。

○小野政府委員 お答えいたします。
かりに地方団体におきましてもらひ過
ぎであつたというようなことが起きま
した場合には、精算いたしまして
て還付してもらふ方法をとりたいと考
えております。

○立花委員 還付が可能であればいい
のでございますが、おそらく私は現在
の地方の財政交付金の状態から申しま
して、還付は不可能だと思ひます。そ
ういふ場合に、平衡交付金の増額とい
うようなことをお考えになつてゐない
のかどうか、お伺ひしたい。

○小野政府委員 重ねてお答え申し上げ

げますが、もし地方団体において過剰
に受入れておるといふような場合がご
ざいますれば、法律の定むるところに
よつて還付をいたさなければならぬ
義務がございまして、これに基いて
正規の手続をとつて参りたいと思へ
ております。

○立花委員 農業専従者に対する課税
の問題でございまして、農業専従者
に対して住民税をおかけになる場合に、
専従者は非課税なのかどうか、承つて
おきたいと思ひます。

○小野政府委員 もしそういうことが
ございしますならば、この点につきま
しては、地方財政委員会において十分
検討いたしたいと考えております。

○立花委員 今の御答弁によつてわか
らなかつたのですが、農業専従者で
ございまして、これは課税の対象になる
のかわからないのか。

○小野政府委員 専従者というやうな形
において所得税が運用されるものであ
ります。客観的に見まして所得が
あると認められるやうなものでありま
す。したがつて、均等割は課税されま
す。しかしながら現実には所得税を納付
いたさないものであります。したがつて
は、もとより所得割は課税されませ
ん。しかし専従者が扶養親族でありま
す場合には、地方税法の規定に従いま
して、均等割を減免することができ
るということになつております。

○立花委員 大休所得税を納めていな
い農業専従者は、所得割は課せられな
いと考えていいわけですね。

○小野政府委員 大休所得税を納めてい
ない農業専従者は、所得割は課せられ
ないと考えていいわけですね。

○小野政府委員 重ねてお答え申し上げ

だろふと思ひます。私どもの計算によ
りまして、六千億から七千億近い金
が秋から年度末にかけましてとられる
のであります。これに對しまして国
と府県と市町村とが税金の取合いを
するわけでありまして、これに對しま
して、今までは府県と市町村はつきり
わかれておりました。したがつて、今
度ははつきりわかれまして、これが三つと
もえになつて差押えの強行、あるいは
徴税の強行をやるわけでありまして、こ
れに對して対策を立てておきたいと思
ひます。

○小野政府委員 二十五年度の特種な
事情に鑑みまして、提案いたしてお
ります。この地方税法中において、納期
の点におきましては一応調整をはかる道
を開いておるやうな次第でございま
す。なお後半期において徴収等の関係
をも考慮いたしまして、前の委員会
で御説明申しましたやうに、ただいま
からこれに對する心構えをもつやうに、
各地方団体においてもせつかく努力を
いたしておるやうな次第でございま
す。

○大矢委員 時間が経過してございま
すから、ごく簡単に二、三お尋ねいた
します。

○立花委員 先ほど来立花君からお話がありま
したやうに、今度の附加価値税で、労働
賃金は経費としてこれを認めないとい
うことでありますから、販売業と加工
業との間に不公平がある。一例を申し
ますと、加工業あるいは修理業、特に

○小野政府委員 大矢さんの御指摘に
なりました御意見はごもつとも存じ
ます。この法律案におきまして
も、その業態について、あるいは十分
な措置とは言えない点もあるかと存
じますけれども、これらの点も考慮
いたしまして、あるいは税率等にお
いて差等を設けるとか、そういうやうな方
法を講じたいと考えておる次第でござ
います。

○大矢委員 それから前の事業税ある
いは特別所得税の中に特に衛生、保
健、医療のときは非常に負担率が輕
減されております。特にこの事業税な
んかは、医療衛生関係はついてなかつ
たのであります。特別所得税としては
ついておりましたが、今度は第三
種というにはなりませんが、事実
上前の第二種の事業税と同様のかつ
うをとられてゐる。これもまた何か公
平のためにこうされたのか、特に何ら
かの配慮があるかということをお伺
ひいたします。

○小野政府委員 ただいまの点は、御
指摘のやうに従来特別所得税というこ
とで、別々になつておつたわけでご
ざいます。しかし事業税と特別所
得税の性格としては、名前がかわつて
おるだけでございまして、同じやうな
性格のものでございまして、今回
この附加価値税にいたしました場合に

おきましては、一本にして第三種の事
業税としたしまして、特別所得税の第一
種、第二種を加えたわけでございま
す。税率につきまして、同じ税の中
にはございまして、特に考慮をいた
してありますので、このやうな形でや
りたいと思つておるわけでございま
す。

○大矢委員 それから第三十四條、
いわゆる免稅点、これはここに九万円と
ありますが、九万円になりますと月
に七千五百円です。これは家族四、五
人で實際上仕事しておるところの工場
とか、あるいはまた販賣業などがあり
ます。ところが、こういうものの免稅点
を引上げる必要があるのではないか
というのを、私は考へてゐる。さ
らにこの但書に、これよりもつと下
げてつとつてもよろしいということが書
いてあります。どうしてこういうこと
をつけたかということが、私にはわか
りません。この但書を削除する意図が
あるかないか。

○小野政府委員 この附加価値税の免
稅点の十二箇月分として九万円とい
はますのは、事業税の現行の免稅点が四
千八百円でございます。それとの関
係並びに取引高税の同様の点などを考
慮いたしまして、今の四千八百円とい
うのを、これは純益について押えて
いるわけでございます。これを大幅
に引上げて、大体一年分として九
万円というところを押えよう、こうい
うわけでございます。そういう関係が
ございまして、一応但書はつけてござ
いますけれども、それは地方団体の
それらの実情に應じて処理せられる
わけでございます。先ほど申し上げ
ましたやうに、それ、地方議会等に

○小野政府委員 重ねてお答え申し上げ

○小野政府委員 重ねてお答え申し上げ

○小野政府委員 重ねてお答え申し上げ

おきまして、これらの運営につきましても遺憾のないような措置が行われるもの、かように考えております。

○大泉委員 この法文をずつと見てみますと、各條、各章にわたつて相当な罰則その他いろいろ嚴重な規定が設けられておりますが、税務吏員に対する責任性の問題が一つも書いてない。それでこれは別な法律でつくるのか、これに何かつけ足して、かりに更正決定その他の取扱いで、非常に不正なことがあつた場合には、やはり何か責任を持たなければならぬ。こういうことがしばしば現実としてあるのです。現に非常に苛酷な推定をしまして、そこに更正決定を求める。しかし期間が来て差押えすることが決定されておる。それで差押えをし、公売して物がなくなつてなる。これは税務吏員の推定が誤つた結果、そういう迷惑がかかる。こういう場合に、何ら制裁規定といひますか、責任をとらないといふことになりまして、これはまづたく納税者の迷惑だけでありまして、別に何らかのそれに対する規定を設けられるのか、今日もうこれでよろしい、税務吏員の教育その他監督によつて、それが除去される確信があられるのかどうか。納税者もまづたく迷惑しておるところがたふさんありますから、この機会にちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。

○鈴木政府委員 税務吏員は、申すまでもなくそれ、地方団体の地方公務員でございますから、地方公務員に關しましての一般的な服務についての規定その他各種の制度が、当然動いて来るわけでありまして、従ひまして刑法の公務員に關する罪と申しますか、瀆職

の罪とか、そういう規定は必然的に動いて参ります。と同時にこの税法案におきましては、特に税務吏員が徴税に關する調査の事務に従事しておつたような場合におきまして、その事務上知り得ました秘密を漏洩した、あるいはこれを利用した。こういうようなものにつきましては、特にこれを処罰するような規定を設けておるような次第でございます。

○大泉委員 今私が申しましたように、そういういろいろな地方税の迷惑をこうむつておる地方、あるいは市町村に對しても、これは多分大蔵省関係でないでできないことかもしれせんが、更正決定がなされるまでは、差押えはやむを得ません。しかしこれを公売に付することを延期するといふことの何か弁法があるのかないのか。これは新しい行政措置で出ているのか、あるいはまた地方自治体で條例何か、あるいはまた地方自治体で條例何かでそういうことができればけっこうだと思ひますが、せめて地方税法に對しても、そういう措置が行政措置としてできるようにしてもらいたい。差押えはやむを得ないが、公売だけは、更正決定ができるまではこれを許可しないように……

○鈴木政府委員 この点は、やはり国税と地方税におきましては、おのずから運用の實際におきまして違ふ点があると思ふのであります。と申しますのは、先ほど来申し上げましたように、それぞれ地方団体の税務吏員が、その地方団体の区域の中から徴税をするのでございまして、やはりそれだけ納税者の奥情についてもよく了解をいたしておきますし、また地方議會におきましての批判というものが相当直接的

でございますから、その措置その他につきましては、できるだけ條理を盡した措置が行われ得るであらうということ、私どもとしては期待をいたしておるわけでありまして、ただいま御指摘になつた問題に對しまして、その点は各地方団体において、おのずから納まるべきところに納まつて来るのではないかと、私どもは考へております。

○前尾委員長 大泉寛三君。

○大泉委員 たいへん時間が遅れましたから、簡単に申し上げます。附加価値税の一年の延期に對しては、きのうも不満を申し上げましたが、しかしこの附加価値税を一年延期するについで、やはり二十五年度の事業税に對しては、附加価値税の精神を織り込んで徴収する意思があるかどうか。たとえば私どもが非常に附加価値税の實施を期待しておつた。また事業税はこれによつてまづたく更生するものと私も思つておつた。ところが延期されたといふことは、いいことを一刻も急ぐといふことは、私どもは必要だと思ふ。ところが政府の都合でこういうことになつた。そこで従来の事業税に對する欠点あるいは不満は、あければ幾らもあります。と、もかく全然今までの事業税といふもの、あるいは所得に對しても、税務署の調査決定にまつた依存性を持つておつた。今度は各府県がこれに對して獨立の調査機關を設けて、いわゆる独自の立場においてこれを決定されるというところに非常な妙味がある。今度また前通り事業税をやるとすると、そこにきのうも申し上げたのだが、混乱を生ずるばかりでなく、事業界としては相当見越して製造

しておつたものが、不満ばかりではなく、不公正が生ずる。そこで政府としては、何らかの附加価値税に近寄つた一つの事業税を課することが適當じやないか。たとえ二つ以上の府県にまたがつて事業をやつておる法人、会社などはともかく、一方の側において利益を上げておるが、一方において非常に欠損をしておるような場合、本社が中央の東京とか、あるいは大阪とかいふところにあつて、いわゆる總益金といふものを總損金によつて一切解決されてしまふ、つまり結果が赤字か、もしくは赤字にならないものでもほとんど地方税を負担しない結果に陥つてしまふといふことがある。こういう場合、各県知事が話合つて、税の公正を期するため何らかの適切な手段をとる必要があるじやないかと思ふ。こうした考へがあるかないかを私はお伺ひします。

○鈴木政府委員 事業税につきましても、附加価値税に對して考へておるような長所をできるだけ取入れて行つたらどうかといふような御意見のように拜聴いたしました。この点は私も同意いたしました。御見解のように、できるだけ附加価値税の点を取入れるようにいたしますとともに、附加価値税の實施を一年延期いたします。かわりといひまして、事業税をいま一年継続して行く、こういうようなことでございまして、やはり思ひ切つてこれを切りかえるといふことは、附加価値税のかわりにとるという点におきまして、やはり行き過ぎになるので、従来の状態を本質的にはかえませんが、附加価値税の、たとえば課税対象でありますとか、あるいは免税点とかい

うようなものにつきましては、同じような調子にそろえたわけでありまして、何分事業税は収益課税と申しますか、所得を押えておりますし、附加価値税の方は附加価値といふものを押えておりますので、どこまでも調子をそろえたいといふことは非常に困難でございまして、私どもはいたしましては、税額を附加価値税と同様程度に押えるといふことを一つの目安にいたしまして、調整を加えたような次第でございます。

○大泉委員 それからもう一つ、徴税機構の問題であります。これはやはり一事業場だけでしたならばまづたくそれではよろしいが、事業場が国内に幾箇所もある。多いのは十箇所も二十箇所もあるような場合において、その一事業場において決定のでき得ない事業がある。いわゆる他の事業と関連しておつて、総合的でないれば決定できないといふような事業がある。たとえば鹿児島県下で事業をやつておる、あるいは北海道で事業をやつておる、その他の県でもやつておる、二府県の総合的な事業で初めて法規の申告もできるような場合においては、各府県の独自の調査によつてのみではでき得ない。そういう場合は、今までは本社、いわゆる主たる事務所においてそれは総合的に見られてあつたのだが、今度は別個の機關においてやるとすると、片ちんばなものができて来る。こういう場合に総合的な調査機關を設ける必要があるのじやないかと思ふのです。こうした処置に對する當局の考へはどうか、伺ひます。

○鈴木政府委員 二府県以上にわたりますして、事務所や事業場を設けており

まする事業に対する附加価値税の問題で、これの分割でございますが、従来の事業税では御案内のごとく、主たる事務所所在地の道府県知事がこれを決定をいたしましたわけでございますが、附加価値税におきましては本店といひますか、会社の方から各県ごとにこれを分割いたしまして申告するようにいたしておるわけでありまして、これの分割につきましては異議のございすような場合におきましては、これは主たる事務所所在地の道府県知事が決定をいたすのでございするが、これは地方財政委員会に指示を基いてやる、こういうふうなことをいたしております。今御指摘のようないか、従つて何か総合的な調査機関のようなものを置いてそういう心配のないようにしたらどうかというふうなお話でございまして、それが、一つの案と思ひますが、大体そういう役目にかわるものとして、地方財政委員会が調整をする、またそういうことが可能であるように私どもとしては推測をしておる次第でございます。

○大泉委員 それは同じ業種の、同じ業の中でありまして、今度は全然違つた業務を別個の名目でやつてゐるというふうな法人はどういうふうな処置をとるか。たとえば戦時中によく方々の宿屋をみな買収して、自分のところの従業員を雇ひつけておつて、しかもそれはやはり従前と同じようにある特定の社員、従業員に対して宿屋の行為をやつてゐる、こういうふうな行為はやはりその業務々々において課税すべき性質のものであると私は思ひますが、それは一法人の一つの事業内にみな総合されてゐるから、現在では課税されて

いない。こうした場合に、その業種別に分割して課税すべきであると私は思ふのでありますが、当局のお考えはどうですか。

○鈴木政府委員 ただいまのお話のうちに、同一の納税者が一種、二種、三種と税率の異ります事業を一緒に経営してゐるような場合におきましての附加価値の算定方法といたしましては、それ／＼全体の附加価値額を出しまして、それ／＼の業種の、たとえば、売上金額であるとかいうようなものにより、これを接分して、それ／＼の税率をかけて行くというふうなことを考へてゐる次第でございます。

○前尾委員長 ほかに御質疑はありますか。

○床次委員 ただいまの大泉さんの質問に関連して、事業税の問題でありまして、従来の事業税を今度の新しい方法によりまして、改正または修正されたのでありますが、同じやられるならば欠陥をできるだけは正してやつた方がいいやないか、これは大泉さんも私も同じ意見であるわけでありまして、ただいまお話がありました各府県にわたる事務所、事業場を持つてゐる場合の取扱ひ等につきましても、政府においてほんとうによい案を出したいというお考えがあるならば、こういうことは十分に考慮できるやないか。なぜそれだけのことをなさらないかというのを、私は非常に疑問に思ふのであります。なおそれはかりではなしに、附加価値税そのものにつきましても、この前の国会において十分審議した問題がたゞさんあるにかかわらず、その問題となりましてのことについて、一向改正のあとが見えない、あるいは反省

の意思がないと申しますか、しかも繰返してここに議論することは、時間の関係上避けたいと言われますが、何をか言わんやと言ひたいのであります。この点につきましてはよくお考えをいただきたいと思ひます。少くとも事業税につきましてはこれから実施するものでありますから、直し得るものにつきては、できるだけよいものを持つて参りまして、こゝ一年間国民に対して迷惑の最も少い方法を講ずる建前がよいと思ふのであります。ただいまの政府委員のお言葉は、その点に對してまことに不親切なお考えのように思ひますが、もう一回お考えを承りたいと思ひます。

○鈴木政府委員 事業税と附加価値税は、やはり税の本質と申しますか、性格が、一方は収益税でありますし、一方は先日来御意見がございましたように、流通税的なものであります。そこにおのずから性格上の差異がございまして、事業税を本年度限り継続いたします場合におきまして、附加価値税について考えましたとまつた同じような調子で、これを調整するということとは、性格上やはり困難な点があるものであります。と同時に、従来の税を継続して附加価値税のかわりに、穴埋めにとつて行くということでございます。すので、これを根本的にかえてしまふということではあります。むしろ附加価値税を施行するといふような考へ方も出て参ります。やはり従来の建前はこれを踏襲をいたしまして、それを税額上の点、その他ごく主要な点について調整を加える、こういうふうな考へ方に立つた次第であります。

○松本(六)委員 この附加価値税と固

定資産税の関連を持つ問題であります。たとえば鉄道、軌道等のような、数箇町村にまたがるところの固定資産、ないしは附加価値を生じまるところの償却資産、かようなものについての各町村に所屬を決定いたします。あるいは評価をいたしまして、その町村の取り前としての価格の決定をいたしますことは、地方財政委員会がやるのであります。ところが、この場合に、この委員会の決定は、絶対的のものであるかどうか。これに對して関係町村は相當の意見があると思ふのであります。その意見をいかにして反映せしめるか、さうな方法についての配慮が払われておるか、この点を伺ひます。

○鈴木政府委員 今の二府県以上にわたります附加価値の分割につきまして、主たる事務所所在地の都道府県知事が決定をいたします場合に、地方財政委員会の指示に基いて行つたわけでありまして、もしもその指示に基いて行つたならば、これは地方財政委員会に訴願できます。同時にその訴願の裁決に對しましては、もちろん一般訴訟の手續によりまして、行政事件訴訟特別法に基きまして訴訟が通常裁判所に申し出るわけでありまして。

○前尾委員長 ほかに御質疑がなければ、地方税法案中、縮則、附加価値税及び事業税に関する質疑は、これにて一応終了いたします。

○鈴木政府委員 本日はこの程度にいたしまして、明日は午前十時より、大蔵委員会、農林委員会及び通商産業委員会との連合審査会を開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十三分散会

第一類第三号 地方行政委員会議録第四号 昭和二十五年七月十六日

一三

昭和二十五年七月二十八日印刷

昭和二十五年七月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所